

## 特集 1

## ヘイトスピーチの害悪と被害

金 尚均

## 要 約

ヘイトスピーチは、マイノリティを社会から排除し、かれらの人間の尊厳と法の下での平等を侵害する。そして同時に将来の暴力を当然視し、かつ正当化する社会的環境を醸成する危険な行為である。人間の尊厳は憲法上至高の価値であり、様々な権利の根本的基礎である。人間の尊厳なしに他の権利を語ることはできない。

## I 問題

1 近年、日本社会において在日外国人をとりわけ韓国・朝鮮人そして中国人をターゲットとする街宣活動やデモが散見される。それらの参加者たちは、ヘイトスピーチ、すなわち、一定の属性によって特徴づけられる集団に対して侮辱的で攻撃的な表現を連呼するなどの行為をする。例えば、「殺せ、殺せ、〇〇人!!」、「日本から出て行け、出て行け、ゴキブリ〇〇人」、「〇〇人たち、日本から出て行かなければ、南京大虐殺のつぎは鶴橋大虐殺をするぞ」などと大声で連呼する。憎しみをあおり、しかも差別扇動するような「ヘイトスピーチ」デモや街宣活動が2013年に全国で少なくとも360件あったとの調査結果が出ている<sup>1</sup>。また、プロサッカーの試合で人種差別が疑われる「JAPANESE ONLY」と書かれたサポーターによる横断幕が掲げられた問題が発生した<sup>2</sup>。

ヘイトスピーチが社会問題化する一方で、国連レベルでは、自由権規約委員会111会期において、日本政府に対して人種差別、憎悪や人種の優位を唱える宣伝活動やデモを禁止するよう勧告が出された。

また、司法レベルでは、店主が外国人は立入り禁止である旨告げて店から追い出そうとした事件に係る静岡地方裁判所浜松支部判決<sup>3</sup>、公衆浴場入り口に「外国人の入浴を拒否」との張り紙をして入店を拒んだ事件に係る札幌地裁判決<sup>4</sup>、京都朝鮮第一初級学校に対する襲撃事件に係る大阪高裁判決<sup>5</sup>において人種差別撤廃条約にいう「人種差別」を内容とする名誉毀損が行わ

れた場合に民法の不法行為(民法709条)を構成すると判示しており、ヘイトスピーチが人種差別に当たることが明らかになっている。

2 このような社会状況を前にして、以下のことを検討すべき問題として位置づけ、これらを明らかにしていく。

- (1) ヘイトスピーチ(街頭でのいわゆる街宣活動やデモそしてインターネット上での攻撃的な侮辱的表現行為)とは、そもそも何なのか。なぜ、あえてヘイトスピーチという言葉を用いる必要性があるのか、つまり、従来から法律に存在する名誉毀損や侮辱と何が違うのか、
- (2) 個人的名誉の毀損とは異なる、ヘイトスピーチの「害悪」とは何か、この害悪から発生する「被害」とは何なのか、
- (3) ヘイトスピーチの害悪と被害の実態に対応した法的措置とはどのようなものがあり得るのか。

本稿では、これらの課題を検討する素材として、朝鮮学校に対する侮辱的表現と業務妨害が人種差別撤廃条約における『人種差別』に該当すると判断した判例を素材とする。これを通じて、日本におけるヘイトスピーチに関する法的状況を明らかにする。

## II 京都朝鮮学校裁判

1 本事案は、京都の南区にあった朝鮮学校に対して、Z会らのメンバーが児童公園の朝鮮人による不法占拠を許さないとして、白昼堂々、児童のいる学校の直前で街宣活動をし、授業などを防止し、他学校周辺で2回にわたってデモ活動をしたことに関するものである<sup>6</sup>。

第一に、表現の自由の問題について「しかし、本件活動は、本件学校が無許可で本件公園を使用していたことが契機となったとはいえ、本件発言の内容は、本件公園の不法占拠を糾弾するだけでなく、在日朝鮮人を劣悪な存在であるとして嫌悪・蔑視し、日本社会で在日朝鮮人が日本その他の外国人と共存することを否定するものであって、本件発言の主眼は、本件公園の不法占拠を糾弾することではなく、在日朝鮮人を嫌悪・蔑視してその人格を否定し、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴え、我が国の社会から在日朝鮮人を廃斥すべきであるとの見解を声高に主張することにあったというべきであり、主として公益を図る目的であったということではできない。」とし、「しかし、これらの示威活動における番号12ないし24の発言や文字表現が侮辱的かつ卑俗的に在日朝鮮人の民族的出自を貶める内容であることに加え、示威活動①から間もなくして、その様子を撮影した映像が公開されていたこと、

示威活動②及び③の前には、控訴人在特会のウェブサイト「不逞鮮人を許さない」「朝鮮人犯罪を助長する犯罪左翼・メディア」「不逞鮮人の伝統芸能」「卑劣、凶悪民族から公園を取り戻す」という表現を含む記事を掲載し、会員その他不特定多数の者に対して示威活動への参加を呼びかけていたことなども勘案すると、控訴人G、控訴人H及び控訴人Bは、示威活動②及び③が、我が国の社会から在日朝鮮人を排斥すべきであるとの差別目的で行われることを認識しながら、積極的に参加していたといわなければならない。控訴人G、控訴人H及び控訴人Bの目的が専ら公益をを図るものであったとは到底認め難いし、またそれらの行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えていることも明らかである。」「しかし、名誉毀損は、人の社会的評価を低下させる行為であるから、その対象となる人が特定されることが必要であるが、番号7、8、10、15及び21の発言は、被控訴人の関係者や警察官に対する発言であっても、在日朝鮮人をあざけり、日本社会で在日朝鮮人が日本人その他の外国人と共存することを否定する内容であり、本件学校を設置・運営し、朝鮮人教育一般文化啓蒙事業を行うことを目的とする被控訴人に向けられたものであって、被控訴人を対象としたものといえることができるし、上記内容に照らして、被控訴人に対する人種差別の目的を主眼とするものであり、控訴人らが自らの正当な利益を擁護するためやむを得ず被控訴人の名誉を毀損する発言をしたとみることはできない。応酬的言論の法理により控訴人らの行為が免責される余地はない。」と判示した。

2 第二に、民法の不法行為と人種差別撤廃条約との関係について、「人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するとしても、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法13条、14条1項と同様、公権力と個人との関係を規律するものである。すなわち、本件における被控訴人と控訴人らとの間のような私人相互の関係を直接規律するものではなく、私人相互の关系到適用又は類推適用されるものでもないから、その趣旨は、民法709条等の個別の規定の解釈適用を通じて、他の憲法原理や私的自治の原則との調和を図りながら実現されるべきものであると解される。」「したがって、一般に私人の表現行為は憲法21条1項の表現の自由として保障されるものであるが、私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法13条、14条1項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法709条にいう『他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した』との

要件を満たすと解すべきであり、これによって生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきものである。」としつつも、「わが国の裁判所は、単に人種差別行為がされたというだけでなく、これにより具体的な損害が発生している場合に初めて、民法709条に基づき、加害者に対し、被害者への損害賠償を命ずることができるということとどまる。」と判示した。

3 第三に、損害賠償に関連して不法行為の内容としての人種差別について「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする。加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止を目的とするものではないから、被害者に実際に生じた損害額に加え、制裁及び一般予防を目的とした賠償を命ずることはできない。しかしながら、上記のとおり人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付けることになり、理不尽、不条理な不法行為による被害感情、精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に考慮されるべきである。」と判示した<sup>7</sup>。

4 第四に、名誉毀損並びに業務妨害の本質に関連して、「被控訴人は、本件活動により、学校法人としての存在意義、適格性等の人格的利益について社会から受ける客観的評価を低下させられたこと、本件学校の職員等の関係者が受けた心労や負担も大きかったこと、本件活動により、本件学校における教育業務を妨害され、本件学校の教育環境が損なわれただけでなく、我が国で在日朝鮮人の民族教育を行う社会環境も損なわれたことなどを指摘することができる。」、「本件活動は、その全体を通じ、在日朝鮮人及びその子弟を教育対象とする被控訴人に対する社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させる悪質な行為であることは明らかである。」、「被控訴人は、控訴人らの上記行為によって民族教育事業の運営に重大な支障を来しただけでなく、被控訴人は理不尽な憎悪表現にさらされたもので、その結果、業務が妨害され、社会的評価が低下させられ、人格的利益に多大の打撃を受けており、今後もその被害が拡散、再生産される可能性があるというべきである。また、事件当時、本件学校には134名の児童・園児が在籍していたが、各児童・園児には当然のことながら何らの落ち度がないにもかかわらず、その民族的出自の故だけで、控訴人らの侮辱的、卑俗的な攻撃にさらされたものであって(児童

らが不在であった場合であっても、事件の状況を認識し、又は認識するであろうことは容易に推認できる。)、人種差別という不条理な行為によって被った精神的被害の程度は多大であったと認められ、被控訴人は、その在校生たちの苦痛の緩和のために多くの努力を払わなければならない。」と判示して、朝鮮学校による民族教育の意義を認め、同時に、これに対する名誉毀損と業務妨害を認めた。

### Ⅲ ヘイトスピーチとは？

1 ヘイトスピーチについて公式の定義があるわけではない。このような事情のもと、「差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道」(自由権規約第20条2項)等がこれに当たるとされてきたが、1997年に採択されたヘイトスピーチに関する欧州審議会閣僚委員会勧告97(20)も、これについて定義している。『「ヘイトスピーチ」という用語は、人種の憎悪、排外主義、反ユダヤ主義を流布、喚起、促進または正当化するあらゆる形態の表現、ならびに、不寛容にもとづく他の形態の憎悪を含むものとして理解されねばならない。マイノリティ・移民、移民を起源とする人々に対する、攻撃的ナショナリズム、自民族中心主義、差別および敵対によって表現される不寛容も含まれる。<sup>8)</sup>』また、最近、「人権原則の核心である人間の尊厳と平等を否定し、個人や特定の集団の社会的評価を貶めるべく、他者に向けられる形態のスピーチ」(人種差別撤廃委員会一般的勧告35の10項)と示されるにいたり、ヘイトスピーチの定義は明確になりつつあると言ってよい。にもかかわらず、ヘイトスピーチの定義が定まっていない一因は、「特定の属性によって特徴づけられる集団」の中に人種、国籍、民族、出自、性別、性的指向等、どのようなファクターを含めるのか、またいかなるファクターをもってマイノリティとして扱うのかということが、それぞれの国や社会の抱える社会事情によって異なることにも基因する。ヘイトスピーチそのものは表現行為である。日本において表現行為は、刑法上また民法上も規制対象である。刑法上、名誉毀損罪(刑230条)と侮辱罪(刑231条)が規定されている。民法上、不法行為(民709条)の一類型として名誉毀損があることは自明である。これらの規定は、憲21条の表現の自由の保障を大前提としつつも、これを濫用する行為、つまり他人の名誉を毀損する場合には一定の制約を受けることを意味する。このことから表現の自由という権利も何ら無制約に保障されるわけではないということが帰結される。

それでは、あえてヘイトスピーチを取りあげる必要があるのだろうか。上記の現行法で対処することができるのではないかとの疑問が生じる。日本の

法制上、名誉毀損や侮辱などの名誉侵害について、民法上及び刑法上も、特定の「人」——自然人並び法人などの統一的意思をもつとされる集団——を攻撃客体としている。しかも、これは具体的に特定できる「人」のことをさす。これにより、同じ人であっても、不特定多数人は名誉侵害における攻撃客体としての「人」に含まれないことになる。それゆえ、日本における名誉侵害に係る刑法上並び民法上の規定は、特定の個人のみを保護客体としており、法律上、具体的に特定できる人のみが名誉の享有主体であると理解されていると言ってよい。また、このことを敷衍すると、現行法上、その攻撃との関係で、特定できる人しか名誉をもたないということになる。これに伴い、たとえ、行為者によって公の場において特定の属性によって特徴づけられる集団に対して侮辱的表現が行われたとしても、しかも行為者にとっては特定の集団を標的にしてそれが行われたとしても、いわば統一的意思をもたない集団であることから、とりわけその属性について攻撃的な侮辱的表現が行われた場合であっても、個別のかつ具体的な被害者を特定できないとしてそのような侮辱的表現は制裁の対象から除外される。被害客体である人を特定できないことを根拠に、全て、不特定という枠組みで理解してよいのであろうか。ここで注意を向けるべきこととして、具体的に特定可能な人を被害者として限定することは、必ずしもそれ以外の侮辱的表現が人に対して何らの害を生じさせないことを含意することを意味しないというべきではなからうか。侮辱的表現が向けられる攻撃客体との関係では、不特定という枠組みは特定の個人と区別するものでしかなく、表現行為が特定の人だけに向けられるわけではなく、(特定)の集団に向けられることがあるという実態、社会における現実の害を考える場合、つまり社会に対する害と社会が受ける害と同時に、それだけでなく攻撃客体である当事者に与える害と受ける害を考えた場合に、かなり大雑把な括りであり、十分なものとは言えないのではなからうか。

2 人は、孤島に一人で生きる場合は別として、社会生活を送る際、たった一人で孤立して生きることができない限り、純粹個人としての存在の側面をもつ同時に、その個人の背景にある人種、民族、出自、性別等々の属性をもつ存在の側面をもつ<sup>9</sup>。これは人間が単に一人称、二人称の世界だけで暮らすのではなく、これを超えて三人称の世界の中で生活する社会において人々の存在の社会的ないし歴史的背景となり、そのアイデンティティの構築に大きな影響をもつ<sup>10</sup>。そういうことからすると、なにも人に対する侮辱的表現が特定の人に向けられたものだけに限らないことになるのではなからうか。つまり、特定の個人ではなく、特定の属性によって特徴づけ

られる集団に向けて侮辱的な表現が行われるということである。いわゆる差別表現はかつてから現在に至るまで散見される。その意味では、新しい問題ではなく、今なお解決していないそれである。本稿で議論の対象とする行為は、街角や公衆トイレの壁に書かれている一人の個人的行為者によって密かに行われる陰湿な差別落書きなどのいわゆる差別的表現とは一線を画して、多数人が集合して、デモや街宣活動と称して、——密かにばれないように表現するどころか——公の場で公然と攻撃的に侮辱的な表現を連呼する、いわゆるヘイトスピーチである。人種差別撤廃条約1条の「人種差別」の定義に基本的に習い、ヘイトスピーチを、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身等、一定の属性によって特徴づけられた集団に対して、当集団の区別、排除、制限、蔑み又は優先の目的をもって、公の場において、公然と攻撃的に侮辱的表現をすることと定義すると、従来の差別表現とヘイトスピーチとは、排外性、差別性、属性に向けられている点で共通するが、公然性、攻撃性、情報拡散性<sup>11</sup>において際だって異なる。ここで注意すべきなのは、侮辱的表現の攻撃の矛先が特定の人ではないということと、被害者が特定の人でないということとを混在させてはいけないということである。このような混在から生じるのは、両者とも特定の人でないから名誉侵害の構成要件の保護対象から除外されるという帰結である。このような帰結は、侮辱的表現による攻撃は特定の人にしか向けられない、ないしは個人にしか害が生じないという純粹個人主義的な権利概念に根ざした理解に基づくのではないかと思われる。

また、このような理解は、侮辱的表現は(社会的)名誉を毀損することによってその本質があり、その名誉の帰属主体は具体的な「人」又は統一的な意思をもつ「人」であるとする考えを基礎としている。人は個人的権利を有し、これに対する侵害の問題があるのはいうまでもない。ここでは、基本的な人権である個人の人格権から導出された個人的名誉とその毀損のことを指す。

しかし、侮辱的表現がある属性によって特徴づけられる集団(民族、人種、出自、性別など)に対して行われ、しかも当該表現が、下品かつ侮蔑的だけでなく、例えば、当該属性を有する人々が日本社会においてマジョリティ・日本人の人々と平等の立場で生活することを妨害しようとする発言であった場合には、個人的権利の救済だけでは問題は解決しえないことがあることを看過してはならない。このような侮辱的表現による攻撃が個人でなく、一定の属性を有する集団に向けられるとは、その集団の存在そのものに向けられることを意味することから、その害は、個人ではなく集団の経験として被ることになる<sup>12</sup>。この場合、一人の個人の名誉が保護されたとしても、これで

問題を十分に汲み尽くしたとは言えず、同じ集団に属する他の人々は保護されないままではあり、同じ攻撃が繰り返されるということである。人の属性に向けられた侮辱的表現は、その意味で、個人の権利や法益の保護とその侵害の問題として捉えるだけでは問題の本質を把握しきれたとは言い難い<sup>13</sup>。

3 では、なぜ、本質を把握しきれたとは言い難いのであろうか。

侮辱的表現の標的は、個人の場合と、これにとどまらず、個人を超えた集団の場合もあることは既知のことである。個人を超えた集団に対する侮辱的攻撃について検討する前提として、先にも述べたように、それぞれの人は自己の存在の背景に人種、民族、出自、性別等の属性を有していることをあらためて想起しなければならない。このこと自体は全ての人に当てはまることである。全ての人は、人という属性だけでなく、そこからさらに上記のような属性を有しており、これが人々の人格形成に大きな影響をもつ。属性とは、自己と他者を区別する概念としてだけ用いられるのではなく、もっと広く、例えば、民族や人種などによって特徴づけられる集団という、他の集団と区別する枠組みを構築するために用いられる。属性そのものはそのほとんどが本人の意思とは関係なく生来備わっているものであり、個人では変更できるものではないが、属性に基づく集団の形成は、何も当該属性を有する人々によって積極的に行われるとは限らない。むしろ、特定の人々が自分たちと「異質な」ものとして区別するために、不特定多数の人々について属性を当てはめることで集団として「一括り」にするために他者によって形成されることが往々にしてある。このことこそが問題である。歴史的、社会的、物理的関係ないし事情などから、特定の属性によって特徴づけられる集団が蔑まれることがあったし、そして現在もこのようなことがあることは周知のことである。このように蔑まれる集団は、通常、社会的少数者、社会的弱者である。このような集団に対してマジョリティ・社会的多数の側から侮辱的表現が投げかけられる。この侮辱的表現をすることの意味は、特定の属性によって特徴づけられる集団に属する個人を蔑むだけでなく、集団そのものとその存在を蔑むことに本質がある。ここであらためて疑念とせざるを得ないのは、特定の属性によって特徴づけられた集団に対する侮辱的表現が行われた場合、ここでは何らの損害はないのであろうか、ということである。一般的に言うと、属性に向けられた侮辱的表現は、憲21条の表現の自由の行使と言うべきなのであろうか。判例は、「人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するとしても、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法13条、14条1項と同様、公権力と個人との関係を規律

するものである。すなわち、本件における被控訴人と控訴人らとの間のような私人相互の関係を直接規律するものではなく、私人相互の關係に適用又は類推適用されるものでもないから、その趣旨は、民法709条等の個別の規定の解釈適用を通じて、他の憲法原理や私的自治の原則との調和を図りながら実現されるべきものであると解される。」「したがって、一般に私人の表現行為は憲法21条1項の表現の自由として保障されるものであるが、私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法13条、14条1項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法709条にいう「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」との要件を満たすと解すべきであり、これによって生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきものである。<sup>14)</sup>」と判示するが、これは個人が被害者として特定されることを前提としている。しかし、具体的な被害者がいないという解釈は上述のことからすれば理屈に合わない。逆に、当該集団に属する全ての構成員が被害者とも言える。

それではどのような害があるのであろうか。一つには、集団に対する侮辱的表現の真意は、被攻撃集団に対する蔑み(二級市民、人間以下と見下すこと)と憎悪(敵として扱うこと)にあり、しかも当該集団の構成員の生命・身体などの法益に対する侵害の将来の危険性を胚胎している。もう一つとして、このような表現を受けた人々は、大変怒りと悲しみを抱き、そして自己の存在する社会に対して敵対心と防衛心を抱くと同時に、なによりも社会生活において自尊の感情を喪失してしまう可能性がある<sup>15)</sup>。Rawlsが述べているように、人にとって最も重要な基本財(primary good)とは、自尊(self-respect)である。自尊には、彼自身が価値あるものだという感覚、すなわち、彼にとっての善の概念、つまり彼の人生の計画は遂行するに価値のあるものだということを含意しており、また自己のもっている能力に対する信頼を含んでいる。自尊を喪失させられた人は自分自身の存在、生そして自己の価値をどのように評価するであろうか。自尊なしには人は自分自身の人としての価値を認識できず、自分自身を尊重することはできないであろう。

あえて言うならば、特定の属性によって特徴づけられる集団に対する侮辱的表現による攻撃は、個人の名誉とは別の事柄、つまり別の利益を侵害しているというべきではなかろうか。具体的被害者がいないということは、侮辱的攻撃が直接特定の個人に向けられていないことと、これに加えて表現内容が具体的な個人を指す内容ではないことに基因する。しかし、このことから、

常に何らの利益も侵害・危殆化していないと演繹することができるとは限らない。何らの利益も侵害・危殆化していないと解するのは、個人の人格権及び名誉の毀損の側面しか見ていないことによるものと思われる。特定の属性によって特徴づけられる集団が蔑みの対象とされることによって、これに属する構成員は、社会的にそもそも価値の低い者と見なされるおそれがあり、その名誉は十全に保護されないことが十分に考えられる。そうであるとすれば、個人の名誉に対する攻撃とは別に、特定の属性によって特徴づけられる集団に対する侮辱的表現による攻撃の問題を扱う必要があるのではなからうか。

#### IV ヘイトスピーチの害悪

1 ヘイトスピーチは侮辱的表現行為のことである。この侮辱的表現は単なる『ひどい悪口』に止まらない因果的効果をもつ。その一つの側面、すなわちその害悪の一つの側面は、ヘイトスピーチのメタ・メッセージである。ヘイトスピーチをする側の侮辱的表現の顕現的側面は、ひどい悪口であるが、それのもつ潜在的側面ないし本質的側面は、人種差別撤廃委員会一般的勧告35の10項による人権原則の核心である人間の尊厳と平等を否定し、個人や特定の集団の社会的評価を貶めることにある。ヘイトスピーチの何が問題なのであろうか。単にそれを聞かされて「腹が立つ、気分が悪くなる」、つまり「不快」を感じるだけでは取まりきれない実害がある。それだけのことであれば、京都事件で原告は訴訟を提起する必要はなかったであろう。

現実の社会では、単に物理的な個体ではなく、人々は、様々な理由から現在いる場所に存在しており、その意味で歴史的な存在である。また、言葉などの媒体手段を用いて他者とコミュニケーションをとることで社会において存在するという意味で社会的存在である。このような人々の存在に関する歴史性と社会性に照らすと、人々は、各々、個人として尊重されなければならないことは当然のことであるが、同時に、個人としての人には、それぞれの背景がある。それは、例えば、民族、人種、性別、性的指向等である。人の背景は、彼の属性によって構成されるのであり、まさに歴史的であり、また社会的である。人の背景としての属性は、個々人の人格の一部であると言っても過言ではない。この属性は、本来的には、個人の社会的評価、つまり外部的名誉ではない。なぜなら、憲法14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定められているように、そもそも、その属性如何によって評価されることがあってはならないからである。しかし、このような議論は、現実の社会を直視するならば、ある種の理想論になるかもしれない。

悲しい現実として未だ差別が社会にはある。人が、同じ人である他者に対して、低劣・低俗として扱う。例えば、人は、個々に固有の名前をつけるなどして自らを他人と区別する。それは、固有の存在としての自己のアイデンティティを確保するという意味できわめて社会的に重要である。名前に始まって、私たちの社会は差異を利用することで社会システムを形成している側面がある。しかし、その差異が、自己と他者のコミュニケーションのために利用されるのではなく、他者に対して憎しみや蔑みの感情を持って、不平等な関係を形成するために用いられる場合、それは差別となる。いわれのない偏見や蔑みが社会化されている場合が多々ある。差別は特定の集団を対象にしており、差別を社会から除去してゆく救済においても、集団全体としての社会的地位を向上させなければならず、差別されている集団に属する個人に対して、ある差別行為があった場合、当該個人に関して当該差別行為からの救済を行ったとしても、彼が属する集団が差別されている状況が存する限り、同様の差別は繰り返されてしまう。その意味で、それは蓄積的である。

2 人種、民族、出自、性別、性的指向等の属性に向けられる侮辱的表現、つまりヘイトスピーチには、個人に対する社会的評価の低下の側面をととは異なっている。確かに権利は主観的なものであるが、それを取り巻く客観的な環境が主観的権利に諸々の影響を及ぼすことがあり、客観的環境が或る形で存在することが、主観的権利にとって望ましいまたは求められる。まとめると、平等に関して、権利保障の不十分さだけや不当に重く義務が課されることだけを問題にするのではなく、権利・義務の不平等分配の背後に、不平等処遇の犠牲者たる人々の社会的地位の格下げという害悪とこれによる自尊の侵害を見て取るべきである。このような意味を込めて、このようなヘイトスピーチは社会的な平等関係(の構築)を阻害し、集団に属する人々の社会参加をする機会を阻害する側面をもっている。なぜなら、ヘイトスピーチは、人を人として見ない、人に格差をつけること、つまり「二級市民」、「人間以下」として蔑むことに本質があるからである。確かに人の属性に対する侮辱的表現、すなわちヘイトスピーチと呼ばれる行為は、個人的名誉を保護する名誉侵害罪の対象とは言い難い。ヘイトスピーチは必ずしも具体的な個人に向けて発せられる表現行為ではないからである。名誉侵害罪における侵害の特徴が、個人攻撃と個人のプライバシーの暴露であるのに対して、ヘイトスピーチのそれは、社会に存在する一定の集団への排除的な攻撃にある。ヘイトスピーチは、個人は直接的に自己の人格そのものに向けて攻撃されてはいないかもしれないが、一定の集団の排除をそのメタ・メッセージとして社

会に発していることを見逃してはならない。社会からの排除、つまり存在の否定という意味をもつことから、ヘイトスピーチは個人的利益にもまして社会的利益に対する侵害・危険がクローズアップされてくる。ここで名誉侵害罪における保護範囲に当てはまらないことを理由にヘイトスピーチが何らの利益も侵害・危険にさらしていないということにはならないことが判明する。つまり、人種や民族、性別などを背景とする特定の属性を有する集団に属する人々を法的保護の対象外とすることから、個人の問題としてだけでは処理しきれない、まさに法の下での平等の問題がある。全ての法的問題を個人の法的権利の問題として対処できるのであれば、憲14条の「法の下での平等」の存在意義は失われることになる。

憲法14条は、法の下での平等を保障しているが、ここでは、法適用の平等性・公正性、権利・義務の公正な分配、法的保護の平等性、生きる権利の平等な保障をその内容としていると考えるべきである。特に、最後の生きる権利の平等の保障とは、法が保護すべき根本的権利である生存権保護の平等を意味するが、属性に対する侮辱的表現は、集団に属する人々に対して平等に法適用、権利保障そして権利の行使を否定している。「二級市民」、「人間以下」とは、「人間じゃない」ということであり、対等平等な人として法の下に平等に生きることを否定している。

一定の属性を有する人々一般にむらけられたヘイトスピーチは、表層的には、人格権の否定(自分が人間としての自分であることを否定される)そして生存権の否定(対等な人間として生きる権利・法の下において平等であることを否定される)が問題になる。しかし、その実態としては、特定の属性をもつ人々が生きながらして人格権・生存権を否定されながら生き続けるという意味において、その侵害は継続している状態にある。ここでは、不平等、つまり、個人を特定できないということではなく、公共の場において一定の属性に向けて侮辱的発言をすることで「民主主義社会における根本基盤である対等で平等に生きること」(=社会的平等)を否定している。

3 ヘイトスピーチのもう一つの害悪の側面として、それが標的とされた集団に対する社会的排除や暴力犯罪を正当視ないし当然視する効果を持つということあげることができる。欧州審議会閣僚委員会勧告97(20)が、ヘイトスピーチを人種的憎悪、排外主義、反ユダヤ主義を流布、喚起、促進または正当化するあらゆる形態の表現と理解するところは、これらの問題に着目しているといえる。その意味で、ヘイトスピーチは人種に基づく暴力犯罪の前段階として把握する必要がある。マイノリティに対する暴力

行為というものが突発的に始まるようなものではなく、まずは、端緒としての悪意なき先入観が社会に浸透していることが土壌となって、偏見に基づく具体的なヘイトスピーチが行われるようになり、さらにこうした行為の数が増えるなかで制度的な差別、そしてついには暴力行為が発生し、当初は散発的なものが徐々に社会全体に蔓延するところまで発展していく。先入見による行為——偏見による行為——（制度的）差別行為——暴力行為——ジェノサイドというヘイトスピーチ暴力のピラミッドを形成する。

現にドイツでは、国家社会主義地下組織(Nationalsozialistischer Untergrund (NSU))のメンバーらが過去10年の間に人種差別的意図での10人の殺害、重大な放火テロ組織の構成員として関与したとの嫌疑で2013年5月6日よりミュンヘン上級裁判所で刑事裁判の審理が開始された。ヘイトスピーチは単に言葉による悪口にとどまらない<sup>16</sup>。師岡は、「ヘイトスピーチは、マイノリティへの悪意を社会に充満させ、マイノリティへの暴力、極端な場合には他民族虐殺へ戦争へも導くものであり、平等・平和・友好をめざす社会を破壊する点で『社会的に不正かつ危険』<sup>17</sup>」と指摘する。師岡の指摘は、ヘイトスピーチが単なる表現にとどまらず、公の場において何らの規制もなく行われることでその害は社会において蓄積し<sup>18</sup>、そのことで一定の集団に対する蔑視感ないし敵対感を醸成し、そのような社会的環境のもとで将来において重大な犯罪を生じさせ、しかもそれが軽視されるおそれがあることに警笛を鳴らしており、まさに正鵠を得ている。

## V ヘイトスピーチに対する規制

1 この問題を検討する前提として、あらためて、ヘイトスピーチに対する規制の可能性を表現の自由との関係で考える必要がある。

まず、一定の属性によって特徴づけられる集団に対する侮辱的表現の場合、被害者が特定されていないことから法令の明確性を担保できず、しかも権力による濫用を招く危険性があるとの懸念が出される。このような見解は、何よりも侮辱的表現による攻撃対象を現行法に則して理解した場合の疑念であり、攻撃客体、つまり被害者が特定個人でないことと、一定の属性によって特徴づけられる集団であることとは議論の位相を異にすることを看過している。個人に対する侮辱が個人的経験であるのに対して、ヘイトスピーチは個人的経験だけは汲み尽くせない集団としての経験であることを看過してはならない。その理由は、ヘイトスピーチの発するメタ・メッセージが何よりもその答えを如実に示している。ヘイトスピーチは、その標的とされた集団の社会的地位の格下げと、それに引き続く社会的排除と暴力犯罪の当然視・

正当視、そして対等でかつ平等な市民の参加を前提とする民主主義制度の基盤そのものを危険にさらす。このことは、憲法における基本的人権の享有主体である「人」をその属性を理由に、集団として「十把一絡げ」に権利を剥奪することを正当化する可能性からして、いわば「人」として扱わないことを意味する。と同時に、実は、マジョリティであることだけを盾にしてヘイトスピーチをする側の人々の社会基盤をも危険にさらすのである。まとめると、名誉毀損罪の保護法益を個人の社会的評価としての名誉であるのに対して、ヘイトスピーチの規制根拠は社会的平等に求めるべきではなかろうか<sup>19</sup>。

2 つぎに、「韓国や在日の人が多くいる場所では特定の人々への攻撃として認定することが可能だろうが、繁華街の四条通などでデモすることまで禁じていいのであろうか。<sup>20</sup>」との批判がある。ヘイトスピーチのもつ害悪の見地からすると、標的となる集団の現在可能性が問題となるのではない。標的集団が現在したかどうかは、社会的排除と暴力犯罪の当然視・正当視の醸成にとってなんら重要性はない。確かに標的集団が現在している場合には目に見えて害悪があることを認識できるが、それはあくまで名誉毀損のように個人に対する侮辱的表現を類推させているにすぎないのであり、逆に、ヘイトスピーチのもつ独自の害悪を看過している。ヘイトスピーチを直接聞き及ばなければ、何ら被害を受ける可能性がないわけでは全くない。むしろ現在していたのか、ヘイトスピーチを直接聞いたのか否かは決定的なモメントではない。人間が同じ人間に対して、属性の違いを引き合いに出して、個人としてではなく集団として扱い、そして攻撃的で侮辱的な表現行為をなせるのかを考えるべきである。ヘイトスピーチの害悪は、人通りの多い繁華街でのヘイトスピーチも同じくその害悪の点において相違はないと考えるべきである。

このような理解がなされる背景には、ヘイトスピーチが朝鮮・韓国人に対して、いわばマイノリティに対して行われていることからすると、マジョリティである人々、つまり日本人である限りは、その標的にされることは決してあり得ないという事情があるのかもしれない。それは、マジョリティであることは、決して被害者になることがないということをも同時に意味する。その場合、ヘイトスピーチを偶然又はマスコミを通じて知るに及び、これに賛成しないとしても、不快・気味が悪いとしか思わないかも知れない。しかし、ここでヘイトスピーチの害悪を理解するための重要な問題は、ヘイトスピーチが単に不快などの感情レベルの出来事なのであろうかということである。各都道府県の条例によって喫煙条例などが指定されているが、その規制根拠の重要なファクターとして不快であることやマナー違反をあげることができ

る。このような感情レベルの問題としてヘイトスピーチを捉えようとする、分煙化の議論と同じく、少なくとも標的集団のいないところでヘイトスピーチするのであれば問題はないとの結論が出かねない。実はこのような理解も、個人主義的な名誉毀損の理解に端を発しており、個人的名誉の毀損の範囲から外れる場合には、「害悪はない」との単刀直入な解釈によって担保される。しかし、むしろヘイトスピーチの害悪が重大であることからすれば、そのような理解は技巧的解釈に陥ったがゆえに誤った結論に至ってしまったとしか言いようがない。もう少し的確な言い方があるとするれば、ヘイトスピーチの問題は、現実には害悪があるにもかかわらず、従来、路上での攻撃的で排外的な侮辱的表現行為を日本社会と立法機関は想定してこなかったことから、法的ないし社会的規制が不十分な状態にあると言い改めるべきではなからうか。

ここであらためて、法令の明確性を担保できず、しかも権力による濫用を招く危険性があるとの懸念に答えるとなると、まず何よりも、法令の最初に人種差別撤廃条約1条ないしその趣旨にしたがって「人種差別」の定義を規定すべきである<sup>21</sup>。そうすることで、「兵士は、潜在的犯罪者だ」などとの兵士に対する表現行為がヘイトスピーチにあたるのか否かなどの無用の議論をあらかじめ回避することができる<sup>22</sup>。

3 ヘイトスピーチの実態に即した法制度の構築を試みる際、ヘイトスピーチと「表現の自由」の保障という二つのファクターの調整と衡量が必要となる。これについて、従来、憲法領域の研究がこれにあたってきた。ヘイトスピーチ規制と個人に対する名誉保護規制との異同について未だ検証されぬままにあるなか、とくに、ヘイトスピーチを規制することを構想する場合、名誉侵害犯の射程範囲を明確にし、その限界について明らかにすることが不可欠である。また、これらの検討のうえで憲法の表現の自由との調和可能性を検討しなければならないことはいうまでもない。学問的および実務的見地からのアプローチを統合し、「表現の自由」「人間の尊厳」「法の下での平等」の三つの観点からヘイトスピーチの問題を検証し、これに対する規制のありかたを探求しなければならないのではなからうか。しかし、憲法的議論だけではあまりにも狭すぎる。法的規制を検討する際には、ヘイトスピーチという話題性に引きずられるかたちの観念的で断片的な検討方法を脱し、第一に、ヘイトスピーチが行われる行為現場、行為状況、行為者の目的、事件後の周辺事情の変化、被害者の被害状況ならび心理状況などについて調査する必要がある。その検討結果をベースにしたうえで、国際法、憲法そして刑法などの法学における多分野が共同して、ヘイトスピーチがいかなるメッセージを発

しているのか、それが攻撃対象とされた属性を有する人々にどのような影響を社会的にまた心理的に与えるのか、なぜこれらの影響が法的保護の対象になりうるのか、という見地から検討する必要がある。この検討を通じて、あらためて、日本において法規制する必要があるのか、ヘイトスピーチをもたらす害悪とはどのようなものか、法的な立法事実はあるのか、ここから導出される法規制の保護法益は何かを明らかにする必要がある。

このことをふまえて、

- (1) 理論レベル：憲法上、許される形態で、ヘイトスピーチ規制を立法することは可能か
- (2) 立法実務レベル：規制立法の取り組みを進めるなかで、立法過程において恣意的な文言修正が滑り込まされる危険性、ヘイトスピーチ規制をきっかけに、ヘイト以外のカテゴリーの(正当な)表現を規制する立法へのハードルが低くなってしまわないか
- (3) 司法実務レベル：立法制定後の恣意的な運用の可能性はないのか
- (4) 最終的政策的判断(比較衡量)レベルに細分化して検討する必要がある。

4 2021年8月30日、京都府宇治市のウトロ地区で、住宅や倉庫など計7棟が焼け、地域の歴史を伝える資料が焼失した。当初、建物の老朽化などが原因での失火と見られていたが、12月6日、放火の疑いで容疑者が逮捕された(非現住建造物放火罪(刑法109条))。同人は、7月、名古屋市の韓国民団(在日本大韓国民団)愛知県本部と隣の名古屋韓国学校の排水管に火を付けて壊し、器物損壊の疑いで(刑法261条)、すでに10月に逮捕・起訴されている。

ウトロ地区では、2022年4月には地域の歴史を伝える平和祈念館が開館した。その際に展示が計画されていた倉庫に保管されていた資料などおよそ40点が火事で焼けた。

ウトロ地区は、第二次世界大戦中に日本軍の戦争遂行のために集められた朝鮮人らが、戦後同地に住み続け、形成された在日朝鮮人集住地区であり、日本の朝鮮植民地支配と第二次世界大戦、戦後の在日朝鮮人の苦悩の歴史を今も語り続けている。今回の放火は、7棟の家屋が焼失しただけでも大きな被害をもたらしたのと同時に、戦前・戦後のウトロ地区とそこに生きてきた人々の歴史を証明するかけがえのないものを一瞬にして奪い去った。

行為者は、朝鮮半島にルーツをもつ特定の民族集団を狙って放火行為などに及んだとされる。これが事実であれば、容疑者のしたことはヘイトクライムに当たる。ヘイトクライムとは、皮膚の色、言語、宗教または信条、国籍または民族的または種族的出身、世系、年齢、障害、ジェンダー、性的指

向・性自認等の特定属性をターゲットにして、当該集団又はその構成員に対して行われる犯罪です。記憶に新しいところでは、相模原市の障害者施設に入所していた人たちに対する差別動機に基づく殺傷事件（2016年）がありましたし、アメリカ合衆国での黒人に対する差別的動機に基づく警察の行為によるジョージ・フロイドさんの死亡事件等が起こった。しかしそれは氷山の一角でしかあり、在日朝鮮人への差別動機に基づく不当な取り扱いや犯罪はかつてからあり、その中には、司法の場で対応されなかったものも多数ある。

近年では、ヘイトスピーチが蔓延し、社会問題となっている。ヘイトクライムは、朝鮮の植民地支配に由来する朝鮮の人々への偏見、見下し、蔑みなどの差別意識とそれにもとづく不当な扱いが社会に根づき、今日にまで受け継がれてしまった一つの結果である。そうした土壌の一つの現れがヘイトスピーチ（インターネット上のものも含む）である。これは差別と暴力を扇動し、物理的な暴力と社会的排除を促す土台となる。ヘイトスピーチによって朝鮮の人々に対する敵視、偏見そして憎悪を増長させ、同じ人間であることを否定して、罪の意識なく犯罪が行われてしまう。

ヘイトクライムは、個人の法益を侵害・危険にさらすだけではなく、日本で生活する朝鮮人の生存権の否定、つまり対等な人間として生きる権利を否定します。ヘイトクライムは、単に一個人に向けられるものではなく、被害者が属するコミュニティや集団を狙って行われるものです。そのため、被害者が属するコミュニティに属する人たちは、誰もが被害者になり得ます。つまりヘイトクライムは、朝鮮の人々に対して、この社会では排除されるべき対象であるというメッセージを送るものです。したがってヘイトクライムは、朝鮮の人々とそのコミュニティにとっては、直接の攻撃を受けずとも、それ自体が脅迫的行為となります。ヘイトクライムを許容する社会では、特定の属性を持つ人びとが、人格権・生存権を否定されながら生き続けざるを得ない状況に置かれることになる。しかも、ヘイトクライムは、特定の属性をもつ人々を集団的に排除することを求めることから、私たちの社会の民主主義を切り崩すことにもなる。ヘイトクライムは、民主主義社会における根本基盤である対等で平等に生きることを否定する。それゆえ、ヘイトクライムは、個人にとってだけでなく、社会にとって危険な犯罪でもある。

#### 注

- 1) 朝日新聞 2014年8月18日。
- 2) 2014年3月9日浦和レッズ対サガン鳥栖戦。

- 3) 平11年10月12日判例時報1718号92頁。
- 4) 札幌地判平14年11月11日判例時報1806号84頁。
- 5) 大阪高判平26年7月8日刊行物未登載。
- 6) 本件に関する評釈として、奈須祐治「民族学校に対する示威活動等が不法行為にあたるとして損害賠償と差止めが認められた事例」[新・判例解説Watch(法学セミナー増刊)14号15頁以下。上村都・臨増ジュリスト1466号26頁。梶原健佑「名誉毀損不法行為責任と人種差別的発言」山口経済学雑誌62巻4号(2014年)109頁以下。中村英樹「人種差別的示威活動と人種差別撤廃条約」北九州市立大学法政論集42巻1号(2014年)77頁以下。
- 7) この点、「無形損害の算定は裁判所の裁量に任せなければならないとはいえ、精神的苦痛を慰藉するにあたって考慮されるなら別段、侵害行為の違法性によって悪影響の損害の多寡が変化するとする立論には拭えない違和感が残る」(梶原・前掲論文124頁以下)。との指摘があるが、人種差別行為の内容としての朝鮮学校への攻撃によって、「本件学校における教育業務を妨害され、本件学校の教育環境が損なわれただけでなく、我が国で在日朝鮮人の民族教育を行う社会環境も損なわれた」との判示は、名誉毀損や業務妨害では把握しきれない人種差別によって生じる特有の害悪を示したのではなかろうか。とりわけ教育環境に対する損害及び日本における民族教育を実施する社会環境に対する損害について、人種差別には、集団に対する偏見・差別の植え付け、拡散そして固定化させるという固有の害悪があることを判決は考慮しているように思われる。このことを明確にするために1審では言及しなかった朝鮮学校とそこでの民族教育の実施の意義について言及した。また、付言すること、事件後の対応について、それらほとんどは当該学校の教員と父母によって自力でまかなわれてきた。日本の学校のようにスクールカウンセラーが配置されたり、臨時教員が配置されることはなかった。それは朝鮮学校における教育が日本政府からの補助金が全くない中で営まれてきた証である。これらの事件後の多大な努力と負担を、侵害行為の違法性による悪影響として考慮すべきではなかろうか。
- 8) The Council of Europe’s Committee of Ministers” Recommendation 97 (20) on “hate speech”. Weber, Manual on hate speech, P.3.
- 9) なお、この属性という概念は、しばしば社会においてある集団を攻撃対象とするために用いられる場合があることに注意が必要である。自ら属性を形成するのではなく、逆に他者によって一定の集団を属性によって一まとめにされることがある。
- 10) 属性は、これによって特徴づけられる集団が社会において少数者である場合には、その構成員のアイデンティティの構築に肯定的または否定的影響を及ぼすことが往々にしてある。その意味で、属性は他との区別のために用いられる概念だけではなく、個人としての人の思考、精神または思想の構築に大きな影響を与える。
- 11) YOU TUBEなどのインターネット上のメディアを通じてデモの様子を生放送することや、またその様子のデータをアップロードして不特定多数の人々が閲覧できる状態にすることをさす。

- 12) もちろん個人として経験することもある。侮辱の表現が自己の有する属性に関連して行われる場合には、直接的な攻撃対象となった個人は、個人的事情の背景にある事柄を理由に攻撃されているのであり、この攻撃は同じ属性を有する他の人々にも当てはまるという意味で、集団的经验ということが出来る。または自己の属する集団の経験ということが出来る。
- 13) これとは対照的な見解として、荻原「差別的表現と表現の自由」法学セミナー503号52頁。
- 14) 大阪高判平26年7月8日公刊物未登載。
- 15) John Rawls, A Theory of Justice, 1999, p.386.
- 16) 参照、横田「『差別表現』についてどう考えるべきか」法学セミナー475号59頁。
- 17) 師岡「試論 ヘイト・スピーチ規制法のマイノリティに対する濫用の危険性と人種差別撤廃条約」矯正・保護総合センター研究年報2号(2012年) 57頁。
- 18) ここで蓄積という用語を用いたことで、ヘイトスピーチ規制をドイツの環境刑法における蓄積犯・累積犯(Kumulationsdelikte)のように、共犯関係にない独立した個別の軽微な害の蓄積の結果として重大な法益侵害を惹起させる行為として理解されるかもしれないが、必ずしもそうではない。環境汚染行為では、環境法益に対する軽微な汚染行為の蓄積と、最終的な環境法益の侵害結果という関係において同一の法益の問題であるが、本稿では、ヘイトスピーチを社会的平等に対する毀損の問題として把握している。ヘイトスピーチについて当該侮辱の表現行為をそれ自体として処罰に値するものとして評価すべきである。ヘイトスピーチによる侵害・危険の本質は社会的平等であるのに対して、将来の侵害は生命や身体などの法益に対する侵害であり、両者はそれぞれ別の法益の侵害ないし危険を惹起している。それゆえ、ヘイトスピーチでは、将来の重大な害を想定して個別の軽微な侵害行為の蓄積をもって処罰根拠するのではない。将来の法益侵害は、経験的な見地からは、自然犯によると理解してよい。これについてはそれ自体として処罰すれば十分である。
- 19) 憲13条は基本的人権の尊重を唱い、「すべて国民は、個人として尊重される。」と明文で規定している。日本では戦前の団体主義によって個人主義の否定が否定された。これに対する反省から主権者として国民を据え、その国民を個人として取り扱うべきであることを憲法は唱っている。人の尊厳とは、主要には個人の尊厳のことをさす。ドイツなどでは、ヘイトスピーチ規制の保護法益を人間の尊厳として把握する。その歴史的背景は、ナチス政権の国家社会主義時代において、ユダヤ人であること、ローマ人であること、同性愛者であること、また精神障害者であること等、その属性や身体的・精神的事情を理由として、人間であることを否定された上で、生きるに値しないものとして殺害された。そこでは、個人の否定と同時にそもそも人間であることを否定されたのである。このように属性に関わってその殺害を当然視ないし正当化された歴史の反省ということに照らすと、人間の尊厳は、個人の尊厳の根本的基礎であって、人間が人間であることの普遍的価値を法的に自ら証明する。それゆえ、個人的権利であると同時に、普遍的権利であって、後者から前者へとフィード・バックする。したがって、日本の憲法において人間の尊厳と、ドイツ基本法で人間の尊厳の間には一定の

属性によって特徴づけられる集団の保護に差異があると理解すべきである。ドイツ基本法における人間の尊厳の保障が日本の憲法が予定していないとすれば、個人の尊重の保障以外にヘイトスピーチ規制のための法的根拠を見つけ出す必要があるように思われる。

20) 毛利透・京都新聞2014年2月15日。

21) 人種差別撤廃条約1条『『人種差別』とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。』。

22) 兵士は、数的に見れば少数者であるが、それはマジョリティである国家を代表するという真の存在意義に着目すると、これに対する抗議がヘイトスピーチではないことは一目瞭然である。これこそまさに表現の自由である。

#### Abstract

Hate speech excludes minorities from society and violates their human dignity and equality under law. At the same time, it is a dangerous act that fosters a social environment that justifies violence against minorities. Human dignity is a supreme constitutional value and the fundamental basis of various rights. No rights can be referred without human dignity.

(キム サンギョン 龍谷大学)